

おくしり♡ささえあい 手をつなごう!!

いきいき福祉フェア

2012

～ みんなで福祉にふれる 2日間 ～

入場無料

第一部 7月20日 午後6時30分～午後8時
発達支援講演会

第二部 7月21日 午前10時～午後4時
相談・体験・展示会

発達障がいと生きる
～当事者・支援者
それぞれの立場から～



北海道発達障害者支援センター あおいそら

相談員 **小笠原 一郎** さん

アスペルガー症候群当事者・
ひきこもり体験者

田中 透 さん



- 福祉機器展示
- 福祉相談会
- 福祉ハネル展
- 子育てコーナー
- 高年齢者障がい者疑似体験
- メンタルヘルスコーナー
- 母子・父子家庭支援コーナー
- 福祉バネル展
- 授産品展示
- ミニげんきっこクラブ

※一部変更となる場合があります。 etc.

☆あすなろ学園 (江差町)
☆ひまわり乙部 (乙部町)
☆あゆみ共同作業所 (江差町)
☆函館高砂母子ホーム・母子家庭等
就業自立支援センター (函館市)
☆函館視力障害センター (函館市)
来町!! フース開設!!
町外から、上記機関が来町し
各フースを開設します。

**福祉に関する相談に
応じます。
託児スペースも設け
ております。**
福祉相談会では、高齢者や障がいに関する事など、福祉にかかわることならどんなことでも、相談支援センター-めいの職員のほか、町の担当者などが相談に応じます。
※当日、会場でも受け付けますが、混み合う場合がございますので、希望がありましたら、事前に役場住民課福祉年金係までお申し込みください。

**高齢者・障がい者・
妊婦体験ができます。**
疑似体験で、普段気づかない小さな段差などが、高齢者や障がい者には大きな障がいとなることを体験していただけます。
今年、妊婦体験セットもご用意しています。
(体験セットは数に限りがありますので、順番までお待ちいただく場合があります。)

平成24年 **7月20日(金)・21日(土)**
奥尻町海洋研修センター

【お問い合わせ】

奥尻町住民課福祉年金係 電話：01397-2-3406
檜山圏域障がい者総合相談支援センター-めい 電話：0138-47-3046

主催：奥尻町 奥尻町自立支援協議会 檜山圏域障がい者総合相談支援センター-めい
協力：北海道発達障害者支援センター あおいそら 檜山圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 ニック株式会社北海道支店
社団法人日本福祉用具供給協会北海道支部 函館視力障害センター 函館高砂母子ホーム NPO法人ひまわり乙部B-1
社会福祉法人江差福祉会 あすなろ学園 NPO法人南檜山あゆみ共同作業所 社会福祉法人北海道社会福祉協議会檜山地区事務所

お元気ですか社協です

奥尻町
社会福祉
協議会



事業報告・決算、評議員会（総会）で承認

5月25日開催された平成24年度第1回理事会・評議員会において、平成23年度事業報告・収支決算報告の審議が行われ、承認されました。

会員及び町民皆さんから寄せられたご支援とご協力に対し、厚くお礼申し上げます。
決算報告の概要については、下記のとおりです。

平成23年度収支決算書の概要

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
会 費	530	訪 問 介 護 事 業 費	18,175
寄 附 金	362	地 域 福 祉 活 動 費	3,015
町 補 助 金	7,403	高 齢 ・ 障 が い 者 等 福 祉 活 動 費	253
福 祉 事 業 受 託 料	1,972	ボ ラ ン テ ィ ア ・ 児 童 等 活 動 費	355
共 同 募 金 配 分 金	1,740	高 齢 者 等 支 援 費	350
介 護 保 険 報 酬 等	17,802	福 祉 資 金 貸 付 金	20
町 地 域 支 援 事 業 受 託 料	373	法 人 人 件 費 等	5,501
福 祉 資 金 貸 付 金 収 入	70	事 務 費	1,350
そ の 他	21	負 担 金	541
計	30,273	計	29,560
		資 金 収 支 差 額	713

● お気軽にご相談を ●

社協では「心配ごと」「困りごと」「苦情」などについての相談窓口を開設しております。

各関係機関と連絡をとりながら適切な助言や紹介、情報の提供などを相談員が対応いたしますのでお気軽にご相談ください。

と き 毎週水曜日
午後1時～4時

と ころ 社会福祉協議会相談室
☎ 2-3591
FAX 2-2927

◆◆◆◆ 賛助会員募集しています!! ◆◆◆◆

社協では、福祉活動事業に賛同し協力していただける賛助会員を募集しています。
皆様からいただいた賛助会費は、奥尻町の地域福祉を推進する貴重な財源として、様々な事業に役立てられています。
お互い支え合う街づくりにご協力をお願いします。

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、住民登録をしている市区町村役場の国民年金窓口へ申請することになります。申請書は、国民年金担当窓口へ備え付けてあります。

平成24年度の免除等の受付は平成24年7月1日から開始され、平成24年7月から平成25年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年必要です。

ただし、平成24年7月に申請する場合は、平成23年7月から平成24年6月分までの期間（前1年間分）についても申請することができます。

詳しいことについては、下記担当窓口までお問い合わせ下さい。

◇お問い合わせ先

役場住民課福祉年金係

☎ 2-3406番

